第７回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021 年 4 月 26 日開催（報告日：2021 年4月 28日）

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム

文責　益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、運営委員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。リバウンドを繰り返すコロナ禍の実情を織り込んで、リアルの勉強会を持つことは難しい状況にあります。そこで、ZOOM の配信ツールを使ってオンライン/遠隔参加の形で勉強会を開催しております。

《次回・6月22日 TC フォーラム定時総会記念講演会での報告テーマと報告者》

税務調査のデジタル化と納税者の権利

～納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

❶税務調査のデジタル化と納税者の権利
❷反面調査のデジタル化と納税者の権利
❸情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査

報告者

❶岡田俊明（税理士/TC フォーラム運営委員）
❷石村耕治（白鷗大学名誉教授/TC フォーラム共同代表）
❸平石共子（税理士/TC フォーラム事務局長）

（2021 年 6 月 22 日(火)午後に Zoom によるオンライン定時総会）

第7回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

第7回 TC フォーラム政策勉強会では、定時総会記念講演会で報告をお願いする報告者による予備報告会を開催しました。なお、TC フォーラムの定時総会は、コロナ禍で東京都が緊急事態下にあることを考慮し、2021年6月22日（火）午後に Zoom 配信ツールを使い、オンライン開催しました。

なお、当日、事務局の不手際もあり、Zoom 配信ツールでの会議をうまく進行できませんでした。そのため、勉強会報告が、実際とは、前後するところがあることを、あらかじめご了解ください。

《第7回 TC フォーラム政策勉強会での定時総会講演会に向けた予備報告》

税務調査のデジタル化と納税者の権利

～納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

❶税務調査のデジタル化と納税者の権利
❷反面調査のデジタル化と納税者の権利
❸情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査

報告者

❶岡田俊明（税理士/TC フォーラム運営委員）
❷石村耕治（白鷗大学名誉教授/TC フォーラム共同代表）
❸平石共子（税理士/TC フォーラム事務局長）

（2021 年 4 月 26 日(月)午後に Zoom によるオンライン報告

報告者を体表してのあいさつ、各報告者の報告のアウトラインは、次のとおりです。

［6月22日（火）定時総会の予備報告：あいさつ］

あいさつ～記念講演会開催にあたって

石村耕治（TC フォーラム共同代表）

コロナ禍で、多くの生活者や中小企業は「公助」、「共助」ファーストでないと生きられません。こうしたなか、菅政権が、新自由主義者/リバタリアンの旗を掲げ、「自助」、「行革」、過激な「デジタル化」ファーストで登場しました。しかし、超高齢化するこの国で、過激なデジタルシフト、デジタル化ファーストは愚策です。今は、行革よりはコロナ終息に向けた出口戦略が必要です。貧困者や高齢者などにやさしい行政が必要です。ところが、この政権、ときの空気を読もうともしないのです。これまで温めてきた自己陶酔の政策を吐き出すだけです。

この新自由主義者/リバタリアン政権は、「コロナ便乗型新自由主義」「大災害便乗型資本主義 」「火事場泥棒型資本主義」「コロナ・ショック・ドクトリン」を信奉します。危ない政権です。 コロナ禍は、まさに、急進的な市場経済改革、行政改革などショック療法をする好機と考えている政権です。

◆デジタル国家総動員体制の大本営、デジタル[公安調査]庁

菅政権は、500 人を超える定員のデジタル庁創設を目指しました。そして、平井 IT 担当相のような大手 IT 企業と深い関係を有する御仁を登用しました。IT 利権とスクラムを組んでマイナンバー(私の背番号/国民背番号)をエスカレート利用する。そして、国民・納税者をネット/デジタル/オンライン監視する「デジタル国家主義」、「デジタル収容所列島化」を一気に進めようとしています。

【図表1】ハイテク監視国家の大本営・デジタル[公安調査]庁の所在

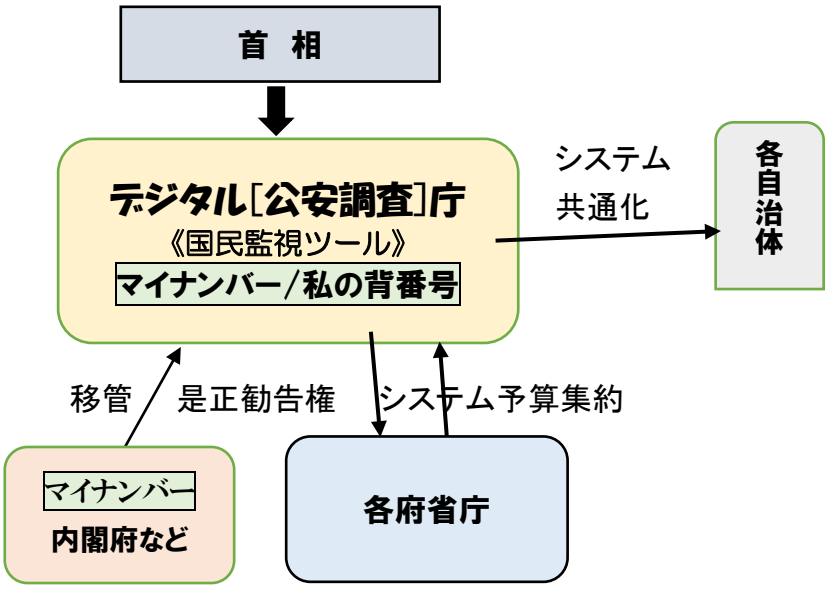

マイナンバーという監視ツールをつかったデジタル国家総動員体制を司令塔となるデジタル庁は、人権・プライバシーについては一切語らないのです。実質「デジタル[公

安調査]庁」といってよいわけです。今必要なのは、デジタル[公安調査]庁や「子供庁」などではなく、「コロナ対策庁」です。

◆菅政権が流行(はや)らす「マイナンバーパンデミック」

「パンデミック」という言葉が流行っています。「パンデミック」の「パン」は“すべて”、「デミア」は“人々”がもともとの意味です。まさに、菅政権は「マイナンバーパンデミック（背番号感染爆発）」を引き起こす新型コロナウイルスのような存在にみえてきます。

菅政権のデジタル国家総動員体制づくりは、国民をデータ監視監獄、デストピア（暗黒郷）に封じ込めることからはじまります。また、封じ込めの手法としては、「マイナンバーパンデミック」、すなわち、国民監視ツールである個人番号＆IC カードの多目的利用による邪悪な「国民総背番号制」です。

リアル（現実空間）での国家総動員体制づくり、国家緊急事態体制の整備は、至難です。やれ憲法改正が必要だとか、人権や民主主義を敬愛する野党や国民からの賛同は容易に得られないからです。国民の目には、ミャンマーその他人権を抑圧する諸国の映像が焼き付いています。

しかし、“デジタル”という未踏の空間での国家総動員体制づくりは、比較的容易です。デジタルに弱い国民や議員がわんさいるからです。まさに、菅政権は、国家総動員体制、国家非常事態体制つくりのターゲットを“デジタル”に絞ったのです。

菅政権は“マイナバーパンデミック”を流行らせてのデジタル国家総動員体制つくる決意です。このための具体的なメニューは、大きく①デジタル改革関連法にアップされたものと、②別枠で進められているものに分けられます。主なものをリストアップすると、次のとおりです。

【図表２】菅政権が流行らす“マイナンバーパンデミック”、国民総背番号制メニュー

・ 2020 年 7 月	政府のデジタル国家戦略で「ショックセラピー」をアナウンス
・ 2020 年 11 月	番号カードのスマホ申請書の発送開始
・ 2020 年 12 月	政府の IT 総合戦略本部が「ハイテク監視国家政策」を言明
・ 2021 年 2 月	課税庁の銀行調査のオンライン化開始
・ 2021 年	公金受取口座の登録・番号利用開始
・ 2021 年 3 月	個人番号カードの健康保険証としての利用開始
・ 2021 年 3 月	顔認証式番号カード使用オンライン保険資格確認システム（M システム）の始動
・ 2021 年 9 月	デジタル庁発足
・ 2023 年 3 月	全住民への番号カード交付完了
・ 2023 年	介護保険証と番号カードの一体化
・ 2023 年	生活保護受給者医療扶助の医療券と番号カードの一体化

・ 2023 年	学習成績の個人番号管理（人間ポイント評価/スコアリング）
・ 2024 年	預貯金口座への付番開始
・ 2025 年 3 月	運転免許証と番号カードの一体化
・ 2026 年 3 月	外国人在留カードと番号カードの一体化
・ 2026 年 3 月	国・地方自治体とのシステム統一（現行の 3 本建ての国の個人情報保護法の一本化と地方自治体の個人情報保護条例の一元化を含む）

2021年（1月18日～）の204国会（常会）に提出されたデジタル改革関連法案は、次のとおりです。

【図表3】今国会に提出されたデジタル改革関連法案一覧

①デジタル社会形成基本法案（内閣官房）
②デジタル庁設置法案（内閣官房）
③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣官房・内閣府本府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省）
④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣府本府・金融庁・財務省）
⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣府本府・金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）
⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（総務省・内閣官房）

これらの法案は、十分な時間をかけて審議されていないのです。数日間の審議を経てすでに衆院を通過してしまいました。連休明けまでには参院も通過するはずです。今国会は6月12日が会期末とされています。TCフォーラムの2021年定時総会は、6月22日に開催されます。遺憾ながら、各報告者は、マイナバーパンデミックがこの国に蔓延することを前提に、レクチャーをすることになります。

このような状況を踏まえて、2021年の納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム定時総会では、マイナバーパンデミック封じに挑み、納税者の権利を護ることに狙いを定めました。そして、税務調査のデジタル化と納税者の権利～納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる～のタイトルで、3人の会員にレクチャーをお願いしました。具体的には、❶税務調査のデジタル化と納税者の権利、❷反面調査のデジタル化と納税者の権利、および❸情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査です。納税者の権利保護、「納税者が主役」の目線で税務調査の透明化を進めていくのに重要な指摘や提言をお願いします。

TC フォーラムは、今後、“どんとこいデジタル社会”の意気込みで、納税者の権利を護る活動をするように求められます。この意味で、各報告者のレクチャーは、きわめて重い意味を持ちます。切にご清聴をお願いします。

[6月22日(火)定時総会の予備報告❶] 税務調査のデジタル化と納税者の権利～納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる～

税務調査のデジタル化と納税者の権利

報告者　岡田俊明(税理士/TC フォーラム運営委員)

【レジメ/資料】 税務調査のデジタル化と納税者の権利

第 1 の報告は、TC フォーラム運営委員の岡田俊明税理士による「税務調査のデジタル化と納税者の権利」でした。岡田報告の概要は、次のとおりです。

≪報告の概要≫

■デジタル法改正案と税務調査

政府は、預貯金口座や証券口座など国民の金融資産を幅広く個人番号(マイナンバー)で管理しようとしています。今般の一連のデジタル法改正案では、個人の預貯金口座への付番、マイナンバー管理が一番のターゲットとなっています。

デジタル法改正案の国会での審議は、すでに参議院に移っています。すべての法案が、4月6日に、衆議院を通過しました。しかし、衆議院内閣委員会では 28 項目もの附帯決議が付きました。多くの問題があることがわかります。

◆証券口座への付番、公金受取口座の登録、預貯金口座への付番

(1) 証券口座への付番
～2019 年税制改正

証券口座保有者からの証券会社などへのマイナンバーの提出が遅々として進まないわけです。そこで、証券口座については、すでに付番を促進する対策を講じています。

2019 年税制改正(納税環境整備関係)で、顧客から協力が得られない場合には、最終的には、ほふり(証券保管振替機構)＋ジェイリス/J-LIS から直接取得できるようにしました。

これにより、税務調査の効率化も狙っていることは明らかです。

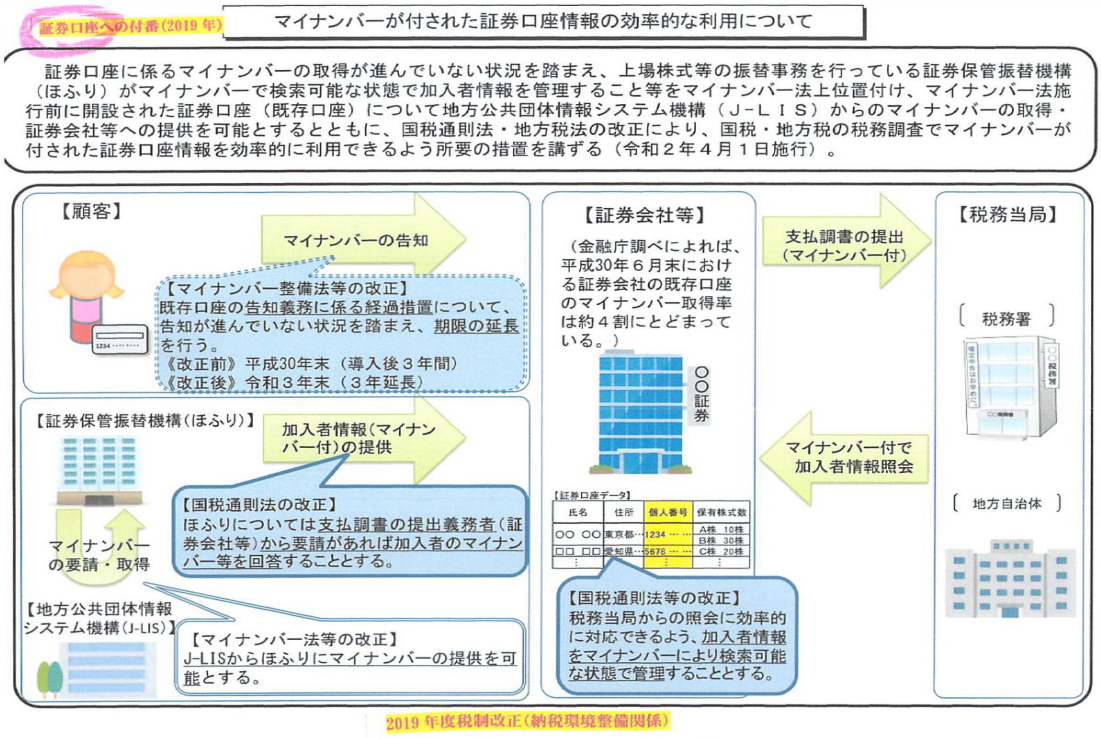

（２）預貯金口座への付番

今般の一連のデジタル法改正案では、個人の預貯金口座を個人番号（マイナンバー）で紐づける法案があります。

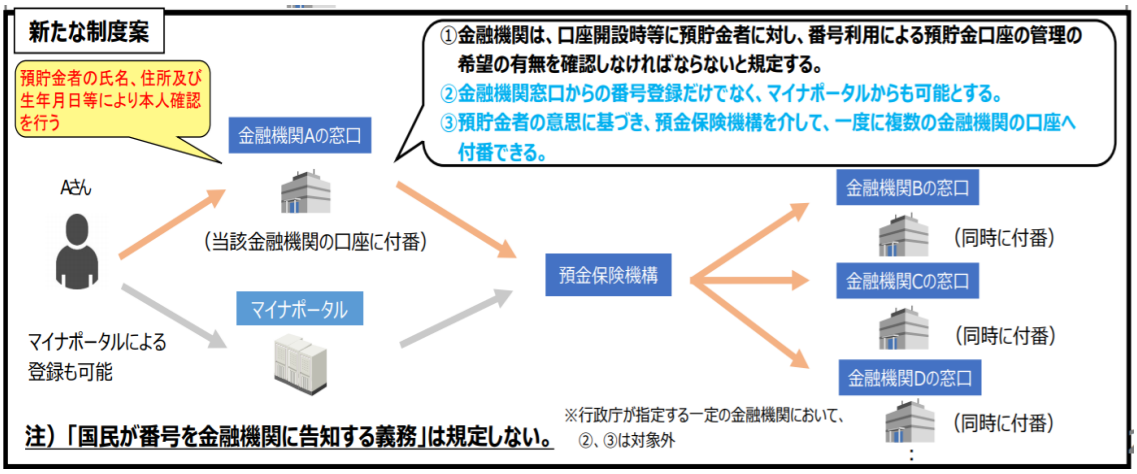

これらの法案によると、次のような2つのあらたな制度ができることになります。

①マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度創設
～2021 年デジタル改正法案

今般の一連のデジタル法改正案の中に、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」があります。これは、あらたにマイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度を設けることが狙いです。先般の

定額給付金の支給の際に、自治体がその手続きの手間取ったことから、国民１人１口座に個人の預貯金口座にマイナンバー付番することを義務づけるものです。先般のコロナ禍対策としての定額給付金の支給の際に、自治体がその手続きに手間取りました。このことを口実に、国民 1 人 1 口座に個人の預貯金口座にマイナンバー付番することを義務づけ、受取を容易にするとのふれこみでつくられます。しかし、政府の本音は、国民の金融資産の番号監視です。

②政府の「任意付番」、「相続税サービス」とは何か
～2021 年デジタル改正法案

今般の一連のデジタル法改正案の中にはもう一つ、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」があります。これは、災害や相続の発生に備えて、あらかじめ本人の同意を得たうえで、預金保険機構が、本人のすでにマイナンバーが付番された口座以外の口座に付番するサービスしようというものです。通称で「相続税サービス」と呼ばれています。やさしく言えば、“国が国民に代わり番号で金融口座を管理してやる”といった、余計なお世話の仕組みが“相続税サービス”といえます。

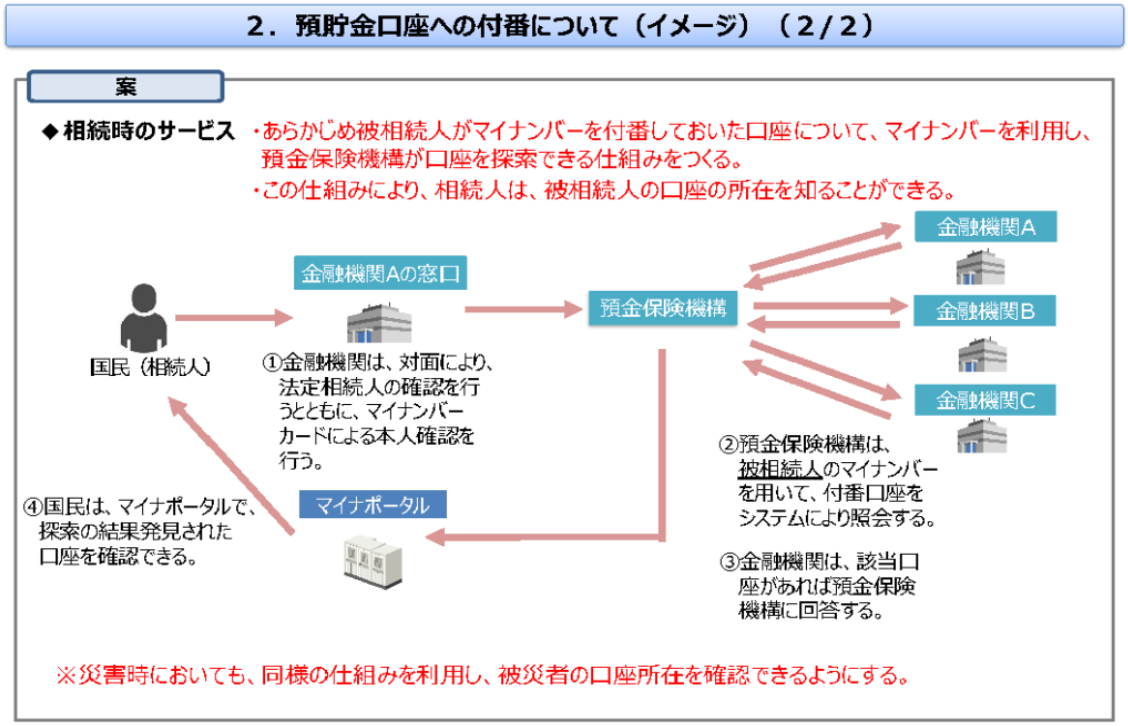

4

この資料からわかるように、「預金保険機構」の機能を拡大して、金融機関やマイナポータル（政府ポータルサイト）にマイナンバーを登録すると、預金保険機構のデジタルプラットフォームを介してその他の金融機関の口座にも付番する仕組み【①～④】を提案しているわけです。

ちなみに、内閣府は、これらの法案が成立すれば、金融機関が預貯金に対し、口座紐付けの意思確認をすることが義務化され、他の金融機関の口座も紐付けを希望すれば一回の申請で、他の金融機関の口座にマイナンバーを紐付けすることができるようになる、とPRしています（下図は内閣府HP）。

このように、政府は、利便性ばかりを強調します。しかし、こうした提案は、相続税が関係してくる幅広い国民の権利や税の専門職の職務などにも大きな影響を及ぼします。国民的な議論が尽くされたのでしょうか？役所が一方的にまとめあげてはいけないと思います。

ちなみに、いわゆる“相続税サービス”について、衆議院内閣委員会では、「預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること」との付帯決議が付きました。

◆金融機関における預貯金情報の管理と番号検索

災害は、一生に一度あるかどうかわからないわけです。こうしたことを口実に、国民の危機感をあおり、複数口座のマイナンバー紐づけを一気に進めようとする政府の姿勢には大きな疑問符がつきます。動機が不純のようにもみえます。

逆にマイナス面も大きくなるのではないでしょうか。国や自治体の機関が、マイナンバーを機械的あるいは恣意的に使う怖れもあります。ターゲットとなった市民の預貯金情報をチェックし、それぞれの市民の生活事情に配慮しない、強権的な手続きが横行しかねません。

しかも、行政が市民の預貯金口座をチェックしやすいように、金融機関に求めています。預貯金口座の管理で、各預貯金者の番号（マイナンバー・法人番号）で検索できるようにしておくように命じているわけです。この点について、預貯金管理法案の第9条2項で、次のように規定しています。

> 地方税法第20条の11の2の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等又は国税通則法第74条の13の2の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等については、前項の預貯金者とみなして、同項の規定を適用する。

条文は、ちょっとややこしいかも知れません。要するに、金融機関等は、預貯金者等情報をその預貯金者等の番号（マイナンバーおよび法人番号）により検索することができる状態で管理しなさい、と命じているわけです。

ここでいう「預金情報等の情報」は、預貯金者等の氏名（名称）及び住所（居所）のほか、顧客番号、預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入

日、満期日です（国税通則法施行規則 11 の4）。具体的には、その預貯金者等情報のデータベースにおいて、各預貯金等のレコード（データの単位）ごとに、その預貯金者等の「番号」を記録（表示）します。

◆税務調査との関係

今回の改正で、マイナンバーを使った納税者の金融機関との取引情報に対する税務調査（反面調査）は、当然容易になります。税務調査といえば、ふつう国税通則法（通則法）の質問検査権規定を根拠に実施されると考えます。ところが、そうではないのです。税務署（税務署長等）は、番号法（マイナンバー法）[19 条 14 号、番号法施行令 26 条および施行令別表 8 号]を根拠に、マイナンバーを指定して調査を求めることになるわけです。ということは、金融機関は、番号法等に根拠がない事務についてマイナンバーを指定した調査や情報提供の求めがあっても、これに応じる必要はないことになります。

税務署の調査担当職員が、金融機関と納税者との間の個々の取引情報を入手したいとします。この場合は、通則法に基づく質問検査権の行使によらなければなりません。したがって、納税者に対する調査通知前に金融機関に対する反面調査を実施することはできません。これは、質問検査は、原則として事前通知をすることになっていますからで、通知前に調査をはじめることが認められないからです。

■ 税務手続のデジタル化と税務調査

これまでは、デジタル法改正案について、お話きました。これからは、2021 年度税制改正案に盛られたデジタル化策のうち、税務調査に関係の深い事項をピックアップしてお話します。なお、2021 年度税制改正案に盛られたデジタル化策は次のとおりです。

1 押印義務の見直し
2 特定納税管理人の「求め」「指定」……「国境を越えた役務の提供」など、国内に全く拠点がない外国法人や非居住者の税務調査に根拠
3 スマホを利用した納付手続創設……新たなキャッシュレス化
4 国外からの納付方法の拡充……国外金融機関からの送金を可能に
5 e-Tax 申請等の方法の拡充……イメージデータの送信
6 処分通知の電子交付拡充…加算税、所得税予納、還付金振込通知の送付
7 クラウド等を利用した支払調書提出
8 納税地異動があった場合の質問検査権の管轄整備
9 地方税共通納税システム対象税目の拡大……固定資産税、都市計画税、自動車税種別割・軽自動車税種別割を eLTAX で
10 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化
11 電子帳簿保存法の改正

■電子帳簿保存法改正と税務調査

◆情報技術格差が広がるなかで

新しい技術と結びついた動きは、そこに登場するカタカナ語とともにとっつきにくいわけです。情報通信技術（ICT）を利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生じます。知識・機会・貧富など多岐にわたる格差のことを「デジタルデバイド（情報技術格差）」と呼びます。

【コラム】 ICT に関する法令用語と日常用語・意味とを比べる

関係法令に盛られたICT用語（日本語）には、日常用語（英語/カタカナ表記）とどう結びつくのか難しいものも少なくありません。そこで、参考までに、双方を比べていくつかの用語を対比してみると、おおむね次のようになります。

- **電子計算機** 自動的な計算やデータ処理を行う電子装置を指します【例：パソコン、携帯電話など】。
- **電磁的記録** 電子データ
- **記録媒体** サーバーなど【例：リモートストレージサーバー、メールサーバー、クラウド、記録メディア（USB）など】
- **電気通信回線** インターネット、携帯電話回線、LAN ネットワークなど
- **電気通信事業者** プロバイダ（ISP）など
- **複写** 電子データ（電磁的記録）を記録媒体（USBなど）にコピーすること。
- **転写** 電子データを記録媒体（USBなど）に移すことをいい、この場合、元の記憶媒体の電子データは消去される。
- **印刷** 電子データを紙媒体にプリントアウトすること。

◆電子帳簿の保存義務

帳簿書類の保存義務は、法人税法、所得税法、消費税法や地方税法など個別税法に規定されています。紙で作成した帳簿や紙で作成・受領した書類が保存の対象とされています。

例えば、法人税法の場合、青色申告法人は、「財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。」（同法 126 条1項）と規定しています。そのうえで、原則として、「起算日から7年間、これを納税地に保存しなければならない」（同法施行規則 59 条1項）としています。

電子帳簿保存法は、1998（平成 10）年 7 月に施行された法律です。帳簿書類の電磁的記録等による保存に道を開きました。電磁的記録、つまり「電子データ」はコンピュ

ータで処理された記録（データ）のことです。

◆電子帳簿の厳しい要件を緩和

帳簿書類の電子保存をするためには、①事前に所轄税務署長等の承認を受ける、あわせて、②一定の要件にしたがった形で電子データでの保存を行うことを条件としています。電子データの場合、データの改ざんなどが容易になると考えられます。このため、その真実性や可視性の確保が重要になります。

真実性の確保に関しては、帳簿の訂正・削除履歴の確保、帳簿の相互関連性の確保、システム仕様書やマニュアルなど関係書類等の備付けが求められます。また、可視性の確保に関しては、見読（けんどく）可能性の確保、検索機能の確保が必要とされます。

こうしたことから、面倒なシステムとみられがちです。その利用状況は、制度創設以降の累計承認件数は 176,634 件（令和2年6月末）です。普通法人数 276 万7千社からみると、わずか 6.4％です。スキャナ保存に至っては、累計承認数は 3,470 件です。ほとんどの法人がコンピュータ会計によっているのにもかかわらず、この数である。

そこで、電子帳簿等保存法が改正されます。これにより、国税関係書類に係るスキャナ保存制度が見直されます。制度の要件が大幅に緩和されます。加えて、スキャナ保存制度を導入するハードルも大きく下がることが期待されています。

そのポイントは、①承認制度の廃止、②簡易な電子的保存の創設、③現行の保存要件を満たす電子的保存へのインセンティブ、④青色申告特別控除に要件追加、です（表参照）。

【表】青色申告特別適用の見直し

控除額	改正前	改正後
55 万円	・正規の簿記の原則により記載 ・貸借対照表および損益計算書を添付 ・期限内申告	同左
65 万円	・上記に加え以下のいずれかを行うこと。 ・電子帳簿保存 ・e-Tax による申告を行うこと。	左記の電子帳簿保存について、仕訳簿および総勘定元帳につき「優良な電子帳簿」によっていること。

◆緩和措置で電子帳簿が2種類になる

この緩和措置によって、2つの電子帳簿保存制度ができることになります。つまり❶「優良な電子帳簿」と❷「それ以外の電子帳簿」です。前者❶では、所得税、法人税ま

たは消費税について修正申告または更正があった場合に、記録された事項に関して申告漏れに課される加算税について5％を控除するというのです（電子帳簿保存法8条4項）。また、所得税における青色申告特別控除について、控除額65万円の適用要件（表）も見直されています（租税特別措置法25条の2第4項）。

◆スキャナ保存・電子取引も見直し

国税関係書類の全部または一部についてスキャナ等で保存する制度も見直されました。①承認制度の廃止、②タイムスタンプの付与期間を現行の3日以内から最長2か月以内に、③スキャナ読み取りの際の「自署」を不要に、④相互けん制等の「適正事務処理要件」の廃止、⑤「検索要件」の見直しなどが行われます。

さらに、「電子取引の取引情報に係る電磁記録の保存制度」も見直されています。電子取引を行った場合の電磁記録保存の制度です。見直されるのは、①タイムスタンプの付与期間を現行の「遅滞なく」から、スキャナ保存と同じく最長2か月以内に、⑤「検索要件」の見直し、です。

●電子帳簿保存法の「国税関係書類」とは

○電子帳簿保存法3条は、「国税関係帳簿書類の備付け又は保存及び国税関係書類以外の書類の保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。」としています。所得税法や法人税法では、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳などの帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その「帳簿」と取引等に関して作成または受領した契約書や領収書などの「書類」を一定期間保存することとされていまし。書面で保存するとされている帳簿書類について、電子帳簿保存法は特例として一定の保存要件の下で、「電磁的記録」＝電子データで保存できることとしています。そして、同法は、国税会計帳簿、国税関係書類、スキャナ保存、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の4つの制度で構成されています。

○電子帳簿保存法4条1項は、「保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。」としています。ここでいう、「国税関係帳簿」とは、「国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」（同法2条2号）です。

○電子帳簿保存法4条2項は、「保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって

当該国税関係書類の保存に代えることができる。」としています。ここでいう「国税関係書類」とは、「国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類」です（同法2条2号）。

この、帳簿および書類は、原本が書面ではなく電子だという点に特徴があります。

○電子帳簿保存法4条3項は、「保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができます。この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令の定めるところに従っておこなわれていないときは、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。」としています。原本が書面で、相手から受け取ったものも対象となる点が特徴です。原本と同等の同一性の担保が求められます。

○電子帳簿保存法7条は、「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」とします。この電子取引の保存は、選択者にではなく、所得税及び法人税のすべての保存義務者に保存義務が課せられます。

ところで、法人税法等では、電磁的記録は保存義務の対象とされていません。このため、電磁的記録は「国税関係書類以外の書類」とみなされます（同法8条2項）。そして、国税通則法 74 条の2は、「（調査対象者の）事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。」と規定しています。この「帳簿書類」には電磁的記録を含むと定義されています（同法 34 条の6）。このことから、「帳簿書類その他の物件」には保存義務の対象となっていないものも含むかが争点となります。例えば、電子メールは、そのすべてが保存の対象となるものではなく、あくまで「電子取引」に該当するものだけです。電子取引とは、「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」（電子帳簿保存法2条6号）と定義されています。

また、国税通則法 74 条の2の「提示提出要求」が電磁的記録の場合どうするかが問題になりえます。「提示」はディスプレイ上に表示するしかなく、「提出」は電磁的記録をプリントして調査担当者に渡すという対応になると思います。同条が「写しを含む」とす

ることに電磁的記録の電磁的記録媒体にコピー（記録の保存）することを含むのかが問題になります。上記「写し」は、保存されている物件が写しである場合のそれを指すと考えるべきでしょう。

消費税の電子インボイスの場合、「第7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録をいう。」（改正消費税法 30 条9項）としており、電子インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされています。同法 30 条7項は仕入税額控除否認規定です。なお、電子インボイスについては、「当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる」（改正消費税施行規則 15 条の5）としています。

◆税務調査との関係

税制改正の大綱に気になる記述があります。

電子帳簿等保存制度について、「優良な電子帳簿」以外の電子帳簿の場合、「国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとすること」とされています。また、スキャナ保存制度について、「検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする」とされていました。

しかし、改正電子帳簿保存法にはこのことに関する条文はみあたりません。また、3月 31 日付で同法施行令が新たに制定され、同法施行規則が改正されているがまだ財務省 HP にはアップされていないのです（要綱のみ）。なお、3月 31 日付官報によれば、上記「ダウンロード」に当たる規定は、同法施行規則3条2項3号として、「国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。」と定めているものと思われます。このような規定を省令に置くことが適切かは、租税法律主義との関係で検討の余地がある、と思います。

加えて、スキャナ保存と電子取引の電子保存に関して、電磁的記録に「隠ぺい又は仮装」があった場合の重加算税の賦課において、その記録された事項に関して生じた申告漏れ等について 10％加算の割増措置が国税通則法ではなく電子帳簿保存法（同法8条5項）に規定されたことに留意したい、と思います。一般に、加算税は、通則法に規定されていると理解されているからです。

以上が、私の報告です。

［6月22日（火）定時総会の予備報告❷］ 税務調査のデジタル化と納税者の権利～
納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる～

反面調査のデジタル化と納税者の権利

報告者　石村耕治（白鷗大学名誉教授/TC フォーラム共同代表）

【レジメ/資料】反面調査のデジタル化と納税者の権利

「反面調査のデジタル化と納税者の権利」については、第 5 回 TC フォーラム政策版協会で、詳しく報告しました [1]。本日は、時間が限られています。そこで、手短にお話しします。

NTT データ（株）は、2020 年 10 月から年末まで、銀行照会業務のデジタル化実証実験をしました。国税庁は、実施する預貯金照会業務のデジタル化に向けた実証実験に、自社の「ピピットリンク」サービス/デジタルプラットフォーム」を使いました。

これまでのリアルの金融取引照会では、郵便局/日本郵政（株）がリアルのプラットフォーム役を担ってきました。これがデジタル/オンラインの金融取引照会に変われば、NTT データ（株）がプラットフォーム役を担うことになります。つまり、この実証実験のポイントはプラットフォーム・ビジネスの主役が交代することです。

この実験の表向きは、あくまで技術的な課題を解決することが狙いであるように装っています。しかし、実際は税務署の「反面調査」と深く関わっているわけです。当然、デジタル化/オンライン化に伴う納税者の権利利益の保護が重い課題になります。

なぜならば、「反面調査」は、国税通則法という法律に定める税務調査/質問検査権の行使にあたるからです。公権力の求めに応じる照会業務のデジタル化/オンライン化は、銀行その他金融機関内部でのたんなる業務処理合理化の問題ではありません。

税法の規定に基づく調査の対象には「銀行その他の金融機関」が含まれます。とはいっても、課税庁はいつでも反面調査ができるというわけではありません。「調査について必要がある」場合にしかできません。言い換えると、必要がないのに調査を実施すると違法になります。しかも、裁判所の判断によると、税務調査は"客観的な必要性"、つまり、税務署の調査官が主観的に必要と考える場合ではなく、第三者が見ても必要があると認識できた場合にはじめて調査ができることになっています。

今般の実証実験では、銀行口座へのマイナンバーの付番や口座保有者本人への通

---

[1] 7fa4d0a90f37720c9d6d8e49343e4179.pdf (tc-forum.net)また、TC フォーラム研究報告 2021 年 2 号
http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/dc03a358c64be63179a1951733467ec0.pdf

知などについては、一言も触れていません。課税庁の利便性ファーストで、納税者には恩恵・利益ゼロのビジネスモデルをベースに、課税庁の銀行照会業務のデジタル化/オンライン実証実験を行いました。

こうした照会事務のデジタル化/オンライン化/自動化プランは、銀行などの金融機関を、これまで以上に課税庁の税務調査の下請け機関にすることにつながります。適正なチェックもなく、納税者の金融プライバシーが課税庁に垂流しになることも危惧されます。納税者の情報プライバシー保護や税務手続き適正化の面で重大な問題です。

また、顧客の口座情報とか、金融プライバシーとか、納税者の重大な権利利益問題が全く議論の対象になっていません。調査対象となった銀行口座の保有者本人のプライバシー、とりわけ「金融プライバシーの自己コントロール権」がまったく枠外におかれたまま、実証実験が行われたことも問題です。

ネット時代の取引照会・反面調査手続きを適正化するため、オンライン照会プラットフォームのなかに、情報主体である納税者本人に憲法 13 条で法認される自己情報のコントロール権を保障する措置を組み込む必要があります。

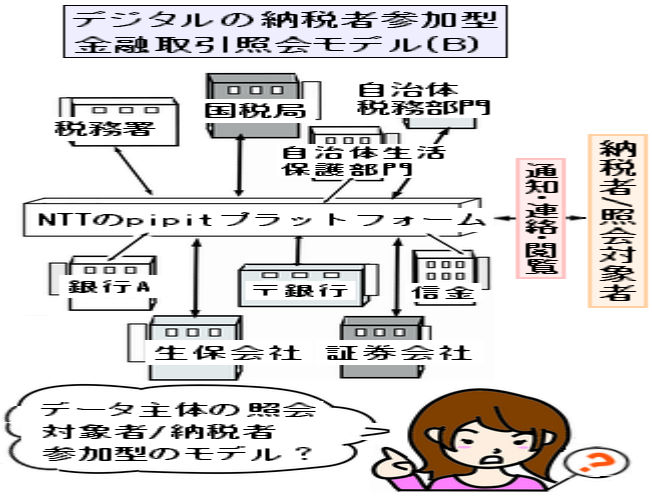

【図表１】ネット時代の取引照会・反面調査手続適正化のポイント

●ネット/デジタル/オンライン時代における課税庁による取引照会・反面調査手続の適正化を目指し、情報主体である納税者本人などに対して憲法 13 条で法認された自己情報のコントロール権を保障するために、次の仕組みを導入する。

①取引照会の客観的必要性を判断できる仕組みの導入

②納税者本人への事前通知する仕組みの導入

③納税者本人へのアクセス履歴の閲覧権を保障する仕組みの導入

アメリカの立法例を参考に、取引照会・反面調査オンライン手続きに納税者本人を参加させる必要があります。

アメリカでは、課税庁（IRS）が第三者に対する反面調査を実施する際に、納税者本人がその手続に参加する仕組みが導入されました。これにより、IRS は、2019 年 8 月 16 日より、原則として、反面調査の先立つ少なくとも 45 日前に納税者本人に対して事前通知をし、かつ反面調査結果の提供をしなければならなくなりました。参考までに、その仕組みを管轄に紹介すると、次のとおりです。

【図表２】アメリカ税務行政の反面調査手続改革：手続への納税者本人参加

課税庁（IRS）は、反面調査に先立つ少なくとも45日前に納税者本人に事前通知し、反面調査結果の提供を義務づける税法改正が 2019 年 8 月 16 日に実施された。

《税法改正のポイント》

①連邦課税庁（IRS）は、納税者の課税処分や滞納処分をするにあたり、納税者本人に対する調査に加え、納税者の取引先など第三者に対する反面調査・照会（TPC=Third Party Contacts）を実施することが少なくない。

②従来から、IRS は、反面調査（TPC）を実施する場合、納税者本人には、事前通知（pre-contact notice）として、IRS が発行するパンフ『納税者としてのあなたの権利（Your Rights as a Taxpayer）』を配付することで、手続的には十分である、とされてきた。ちなみに、このパンフでは、反面調査（TPC）について、次のように記述している。

《第三者への接触可能性》

一般に、IRS は、あなたやあなたの正式に委任をうけた代理人と直接に折衝をします。しかし、わたしたち IRS は、あなたが提供できなかった情報を必要とする場合やわたしたち IRS が受け取った情報が正しいのかを確かめたい場合には、ときおり、他の人たちと話し合いをもちます。例えば、隣人、銀行、雇用主もしくは従業員のような人たちとの接触です。この場合、通例、これらの人たちに、あなたの氏名のような、限られた情報を知らせる必要があります。法律は、わたしたち IRS が求めている情報やある情報の裏づけを取るに必要な範囲を超えてあなたの情報を開示することを禁じています。わたしたち IRS は、あなたの事案に関係が及ぶ他の人たちにも接触を広げる必要があります。わたしたち IRS がこれら他の人たちと接触している場合、あなたは、これら接触先の一覧を求める権利を有しています。あなたは、電話、文書、または対面で、その請求をすることができます。

③しかし、納税者や税務の専門職界は久しく、反面調査（TPC）による納税者のプライバシー権の侵害（infringement of taxpayer privacy rights）と信用失墜（loss of

taxpayer's reputation)の危険性を問題視してきた。

④こうした声を汲み取り、連邦議会は、2019年の税制改正法である納税者ファースト法(Taxpayer First Act of 2019)案を通過させた。そして、2019年7月1日に当時のトランプ大統領の署名を得て、その一部は2019年8月16日に発効した。この税制改正法は、いわば「トランプ版納税者権利章典法」である。中身は多様であり、発効時期も項目により異なる。

⑤19年8月16日に発効した主要な改正の1つは、IRSが行政召喚状(サメンズ/summonses)を発出する際の要件の厳格化である。加えて、IRSが反面調査(TPC)を実施するに先立ち、納税者本人(税務代理人がいる場合にはその代理人を含みます。以下同じ。)にその旨を事前に通知するように義務づけたこと(Advance Notification to the Taxpayer)である。

⑥この改正を通じて導入された反面調査(TPC)の際の納税者本人への事前通知(pre-contact notice)の厳格化により、IRSは、調査期間(ただし、1年を超えてはならない。)を定めて財務省規則(TR=Treasury Regulation)に規定する反面調査(TPC)(§301.7602-2(b))を実施するに先立つ45日前までに納税者本人に、対面(口頭)または文書送付の形で通知をするように義務づけた(内国歳入法典/IRC 7602条c項1号)。税務実務上、IRSは、納税者本人に対して「レター3164:反面調査通知書〔Letter 3164: Notification of Third Party Contact〕」を送付し、事前通知(pre-contact notice)を行う。

⑦税務調査の関する一般的なルールとして、従来からIRSは、原則として、本人調査を実施することなしに反面調査(TPC)は実施しないことになっている(IRM 4.11.57.2-5 (07-20-2020))。このことから、IRSは、反面調査(TPC)の実施に先立ち、納税者に「様式4564:情報資料の請求〔Form 4564: Information Documents Request〕」を郵送し、納税者本人から必要な情報を入手する手続を取らなければならない(IRM 4.11.57.21-1)。

その後、IRSの調査官は、納税者本人から提供された情報だけでは不十分で、反面調査(TPC)が必要であると判断したときには、最初の反面調査(TPC)の実施に先立ち、反面調査先に事前に反面調査通知書(Notice of Contact of Third Parties)を送達する。〔ただし、反面調査対象者への報復のおそれがあると信じる正当な理由がある場合(IRC 7602条c項3号B;TR §301.7602-2(f)(3))には、「レター1995:情報請求のための反面調査書(Letter 1995: Third Party Contact Letter to Request Information)」郵送する(IRM 4.11.57.2-4 Note)〕

反面調査通知書を送達する場合、IRSの調査官は、その通知書に納税者からすでに提供を受けた情報を証明する必要がある旨を記す必要がある。IRSの調査官が反面調査通知書を発する場合には、次の3つの要件を充たす必要がある。

❶納税者本人に対する反面調査(TPC)を実施する旨の事前通知(pre-contact

notice)をすること。

❷各反面調査先の記録

❸納税者本人に対し反面調査先リスト(post-contact)を提供すること。

⑧反面調査(TPC)の際の納税者本人への事前通知(pre-contact notice)の厳格化により、IRS は、対面(口頭)での通知の場合はその日から、一方文書通知の場合には送達の日から 10 日経過した日から、45 日後でないと反面調査(TPC)を実施することはできなくなった(内国歳入マニュアル/IRM 4.11.56.4)。この 45 日は、いわば納税者に与えられた"再考期間"である。この期間内に、納税者は、自発的に IRS に協力し、エビデンスを提示して、取引の相手方に迷惑のかかり、信用を傷つけかねない反面調査(TPC)を不要とすることができる。連邦議会は、この改正の理由を、納税者は、IRS との自発的納税協力を深化させることで、不要な反面調査(TPC)による取引先との関係悪化や信用失墜、プライバシーの露呈を避けることができる、と説明している(IRM 4.11.57.2-3)。

⑨納税者への事前通知(pre-contact notice)は、反面調査先が、隣人、銀行、雇用主もしくは従業者などである場合にも、必要になる(IR-2000-8, 2/14/2000)。例えば、IRS は、納税者が提出した給与所得の源泉徴収票(Form W-2)に疑問があり、その納税者の雇用主に給与や源泉税情報を照会したいとする。この場合には、その納税者に反面調査(TPC)の事前通知をしなければならない。もちろん、納税者本人が雇用主に対する照会に同意しているときには、その限りでない(IRC 7602 条 c 項 3 号 A;TR §301.7602-2(f)(1); IRM 4.11.57.4.2-1)。なお、現在その納税者との雇用や委任等の関係にある従業者、役員、信任義務を負う者などは、第三者にはあたらない(TR §301.7602-2(c)(2)(i)(C))。反面調査(TPC)に関し納税者本人への事前通知は、すでにふれたように口頭(対面)または文書で行うことができる。

⑩IRS は、反面調査(TPC)を実施した場合、その期間内(ただし、1 年を超えてはならない。)に照会・調査した者の記録(post-contact record)、いわゆるアクセスログを定型の書式(Third Party Contact Report Form 12175)を使って残し、定期的にまたは納税者の求めに応じて、納税者本人に提供しなければならない(IRC 7602 条 c 項 2 号)。ただ、財務省規則(TR)は、定期的な情報提供の方法については具体的な規定を欠いている。納税者の求めに応じた反面調査先の情報の提供方法について規定するに留まる(TR §301.7602-2(a)/IRM 4.11.57.4 (07-20-2020))。

⑪納税者本人への事前通知(pre-contact notice)と反面調査先の情報提供(報告/post-contact record)は、次の場合には適用されない(IRM 4.11.57.4.2-1)。

❶納税者本人がその反面調査・照会(TPC)に同意している(authorized by taxpayer)場合(IRC 7602 条 c 項 3 号 A;TR §301.7602-2(f)(1); IRM

4.11.57.4.2.1 ）

❷IRS が納税者本人への事前通知により租税の徴収が危険に陥る（collection jeopardized）と信じる正当な理由がある場合（IRC 7602 条 c 項 3 号 B；TR §301.7602-2(f)(2)；IRM 4.11.57.4.2.2）

❸IRS が、納税者本人への事前通知により反面調査対象者が報復（reprisal）を受けると信じる正当な理由がある場合（IRC 7602 条 c 項 3 号 B；TR §301.7602-2(f)(3)；IRM 4.11.57.4.2.3）

❹犯則調査（pending criminal investigation）中の反面調査（TPC）の場合（IRC 7602 条 c 項 3 号 C；TR §301.7602-2(f)(4)；IRM 4.11.57.4.2.4）

❺政府機関（government entities）に対する照会の場合（TR §301.7602-2(f)(5)；IRM 4.11.57.4.2.5）

❻機密情報提供者（confidential informants）への照会の場合（TR §301.7602-2(f)(6)；IRM 4.11.57.4.2.6）

❼裁判手続にかかわる照会（non-administrative contacts）の場合（TR §301.7602-2(f)(7)；IRM 4.11.57.4.2.7）

⑫アメリカでは、わが国とは真逆で、IRS による反面調査・照会（TPC）に関し納税者本人のプライバシー権（自己情報のコントロール権）を保護しよう、信用失墜を防ごうということで、納税者本人への事前通知（pre-contact notice）と反面調査先の情報の提供（報告/ post-contact record）手続を強化するための税法改正が実施された。アメリカでは、わが国のような納税者の権利を犠牲に税務行政のデジタル化・効率化をするために民間 IT 企業のデジタルプラットフォームを使って金融取引照会の効率化をしようとする動きはない。こうした反面調査手続のデジタル化のよる効率化策は、納税者の手続上の権利の常時侵害する装置を導入するものとみなされ、アメリカでは受け入れらない。

《参考文献》

Note, “IRS Changes Its Third-Party Contact Procedures,” 131 Journal of Taxation (Oct. 2019); Note, “Notice to Taxpayer of Third-Party Contacts,” 34 Am. Jur. 2d Federal Taxation (Nov. 2020); Robert E. McKenzie, “IRS Collection Procedures: Enhanced Privacy Rights,” 1 Rep. before Collection Division of IRS,”(March 2020); Note, “Prohibition Against IRS’s Contacting Third Parties for Information about a Taxpayer without Meeting Taxpayer Notices Rules,” Fed. Tax Coordinator (2d.) (Nov. 2020)

事前通知を制度化し、かつ客観的合理性を欠く取引照会に異論を唱えられるようにするには、国税通則法や地方税法のような法律に、次のような規定（仮案）を織り込むのも一案です。

【図表３】オンライン取引照会にかかる納税者等への事前通知（案）

取引照会にかかる納税者等への事前通知等

税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下、同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員に対して、税務調査、滞納整理又は犯則調査（以下「税務調査」という。）において納税者の取引先である金融機関等に実地又はオンライン照会を行わせる必要がある場合には、あらかじめ、当該納税者（当該納税者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）および当該金融機関等（以下「納税者等」という。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を、文書または電子メールで通知するものとする。

一　実地またはオンラインの取引照会（以下この条において単に「取引照会」という。）を開始する日時

二　取引照会を行う場所

三　取引照会の理由

四　取引照会の対象となる税目

五　取引照会の対象となる期間

六　取引照会の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他取引照会の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税者等から、合理的な理由を付して、取引照会に合理性がないことから当該照会を停止するように求めがあった場合、又は同項に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該照会の停止又は当該事項の変更について協議するものとする。

税界は、先頭に立って立法化に向けた建設的な提案をする必要があります。その提案には、これまで確立されてきた「金融機関の預貯金等の調査証」の仕組み、国税通則法や裁判例で確立された「調査の客観的必要性」を測る仕組みや反面調査の際に納税者本人への通知などに加え、憲法13条を根拠とする「納税者やその取引者の金融プライバシーの保護」、「口座情報主体（納税者本人）の自己コントロール権」を保障する仕組みを織り込む必要があります。

また、さまざまな行政機関からの金融取引照会から顧客の金融プライバシーを保護のための金融機関口座情報照会手続法（仮称）の議員立法の道を探る必要があります。オンライン照会システムのなかに、「反面調査」にかかる納税者本人等の権利利益を護る要因がインプットされなければ、“恒常的な納税者の権利侵害システム”と化してしまいます。以上が、私の報告です。

［6月22日（火）定時総会の予備報告❸］ 税務調査のデジタル化と納税者の権利～
納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる～

情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査

報告者　平石共子（税理士/TC フォーラム事務局長）

【レジメ/資料】反面調査のデジタル化と納税者の権利

更正のような「処分」については、納税者は、審判所や裁判所に救済を求めることができます。ところが、「処分」ではなく、違法または不当な税務調査、課税庁職員のパワハラ、横柄な応接のような「事実行為」について、こうした場所で救済を求めることは至難です。このことから、「事実行為」について、納税者が、文書や電話などで手軽に苦情を申し立てるなど、駆け込み救済を求められるような仕組み・制度づくりを進める必要があります。

2001 年6月に、国税庁は、73 人以内で「納税者支援調整官」制度（財務省組織規則 466 条の 2）を導入しました。2021年4月現在、担当官を、各国税局・沖縄国税事務所（12）のほか、全国 52 の税務署に配置しています。納税者支援調整官は、課税庁の仕事や職員の対応に対する苦情や困りごとなどについて、納税者の立場にたって迅速かつ的確に相談に応じるのが主な任務です。税額などの争いを解決する不服申立手続とは異なり、税務調査や税金の徴収などの際の課税庁職員の納税者に対する対応などについての苦情を処理するのが狙いです。

納税者支援調整官は、納税者から苦情の申立てがあってから3日以内に処理するのが原則です。手続的には、①苦情を申し立てた納税者から懇切丁寧に事情を聴くこと、②聴取した情報をもとに指摘された職員本人やその上司から、事情を聴取し、解決に努めること、③調査結果を申し立てた人に、迅速かつ正確に説明することなど、一応のルールが示されています（詳しくは、国税庁長官「納税者支援調整官の事務運営について（事務運営指針）〔2001年6月29日〕」）。

ただ、納税者支援調整官は、課税庁内部に配置され、独立した権限もほとんどありません。電話番号とかも公開されておらず、納税者にとりその存在感は希薄です。どの程度力量を発揮できるのか、そして税金のムダ遣いにならないのか、疑問が残ります。

TC フォーラムは、かねてから、納税者支援調整官の活動について重大な関心を持っていました。

◆情報公開法による開示請求

納税者支援調整官は、制度発足から、ちょうど今年で 20 年になります。私自身何度

か税務調査のやり方について、納税者支援調整官に電話をした経験があります。現在どれくらい活用されているのかを知ろうということで、情報公開法に基づき、東京国税局と関東信越国税局に、「苦情処理整理票（納税者支援調整官整理用）」を直近の事務年度 1 年分の行政文書開示請求を行いました。

開示請求の結果、東京国税局 14 件、関東信越国税局 11 件、計 25 件の写しの交付がありました。

まず、件数が少ないことに驚きました。本会の会員でもある長谷川博税理士の報告によれば、東京国税局の平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までの 1 年間で 301 件ありました。納税者支援調整官制度がスタートした平成 13 年 7 月から各年度の件数は、300 件から 350 件くらいで推移しているようです。それから 12 年余り経過して、301 件が 14 件ということであるから、制度としての存続が危ぶまれます。コロナ禍の影響も考えられます。引き続き、もう 1 年前のものを請求して、原因を探ってみたいと思います。

◆事案の分析

①25 件のうち、調整官と直接面談したのは 2 件、投書が 1 件、ほかはすべて電話となっています。

②処理てん末には、説明をし、謝罪して、理解を得られた、とあります。しかし、書面による対応はなく、納税者支援調整官の報告書（苦情等事案整理票）に記載があるのみです。

③職員の応接態度に対する苦情が 10 件ありました。

④納税者への職員の誤指導について、謝罪のみで弁償等の対応はできないとの回答です。

⑤税務署に事前に相談したにもかかわらず、期限を本人が過ぎてしまった事案については、職員と納税者の主張が異なっており、納税者は納得していません。

⑥包括相続人（包括遺贈者のことか？）である司法書士に対して、「税理士でない者には説明できない」という税務署の回答を納税者支援調整官も支持しており、結果、税理士に依頼するてん末にいたっています。

⑦関東信越国税局では、2 件徴収に対する苦情があり、と湯州職員の配慮のない行動、行為が見受けられました。

以上です。

◎報告に対する参加者討論

◆岡田報告関連

・ 岡田先生、詳細なご報告をありがとうございました。コロナ禍に便乗した菅政権の過激なデジタル化政策の推進もあってか、税務手続面でのデジタル化/電子化推進のための法改正の動きは急です。デジタル改革関連法（案）（デジタル法改正）に加え、今年度税制改正（とりわけ電子帳簿保存法改正）について詳しくお話くださり、ありがとうございました。預貯金口座への任意付番、いわゆる“相続税サービス”について、衆議院内閣委員会では、「預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること」との付帯決議が付いたとのことです。一方で、3 月 19 日の衆院内閣委員会理事会で、維新は政府にエールを送り、すべての預貯金口座のマイナンバー管理を求め、制度の強化を求めた、と報道されています（朝日新聞 21 年 3 月 20 日朝刊参照）。

・ 本来、預金保険機構（2020 年度：定員 411 人）は、金融機関が破綻したときに、預金者保護（ペイオフ）、つまり金融口座情報を集めて名寄せする仕事が本務です。普段から複数の口座を持つ人の預金が合計でいくらになるかを割り出す「名寄せ」を進めています。ただ、今日金融機関はそんなにたやすく破綻しません。そこで、組織の存続もかねて、不良債権回収・責任追及や特定回収困難債権の買取り、休眠預金等活用法などさまざまな業務に手を広げているわけです。

・ 内閣官房の構想/デジタル改革関連法（案）では、法律（預金保険法）を改正して、預金保険機　構がデジタルプラットフォームを使って各金融機関に金融口座があるかをデータ照合して、ジェイリス（J-LIS）、マイナポータルで回答する仕組みを構築することになっています。ちなみに、現在、預金保険機構は、マイナンバーを利用できます。

・ 預貯金口座は人口の何倍もの数あるわけです。公金を受け取る 1 口座を除き、「預貯金口座への付番は任意」というスタンスで時間稼ぎをして、究極には中国型の“絶対逃げきれない”デジタル/データ監獄の構築を目指しているのではないか、と思います。「銀行の預貯金口座のマイナンバー管理任意」はフェイクで、当面の“偽装”工作ではないでしょうか。

・ 3 月 12 日の衆院内閣委員会で、平井卓也デジタル改革相は、立民の今井雅人議員の「一番心配なのは監視国家に向かっていることだ」との指摘に対して、「監視社会のデジタル化の最たるものは中国だと思う」。「非常に効率的」としながらも、「監視社会は全然想定していない」と発言した、と報道されています（朝日新聞 21 年 3 月 13 日朝刊）。本心でしょうか？というのは、一連のデジタル改革関連法（案）を読んでみても、「人権」とか「プライバシー」という言葉は一言も出てこないのです。まさに、菅政権は、国民総背番号制、マイナンバーパンデミックで、デジタル収容所列島化を目指しているとしかいいようがないわけです。中国型のデジタル監視国家万歳なのではないでしょうか。

・いずれにしろ、政府が考えている今後の工程は、次のようになります。

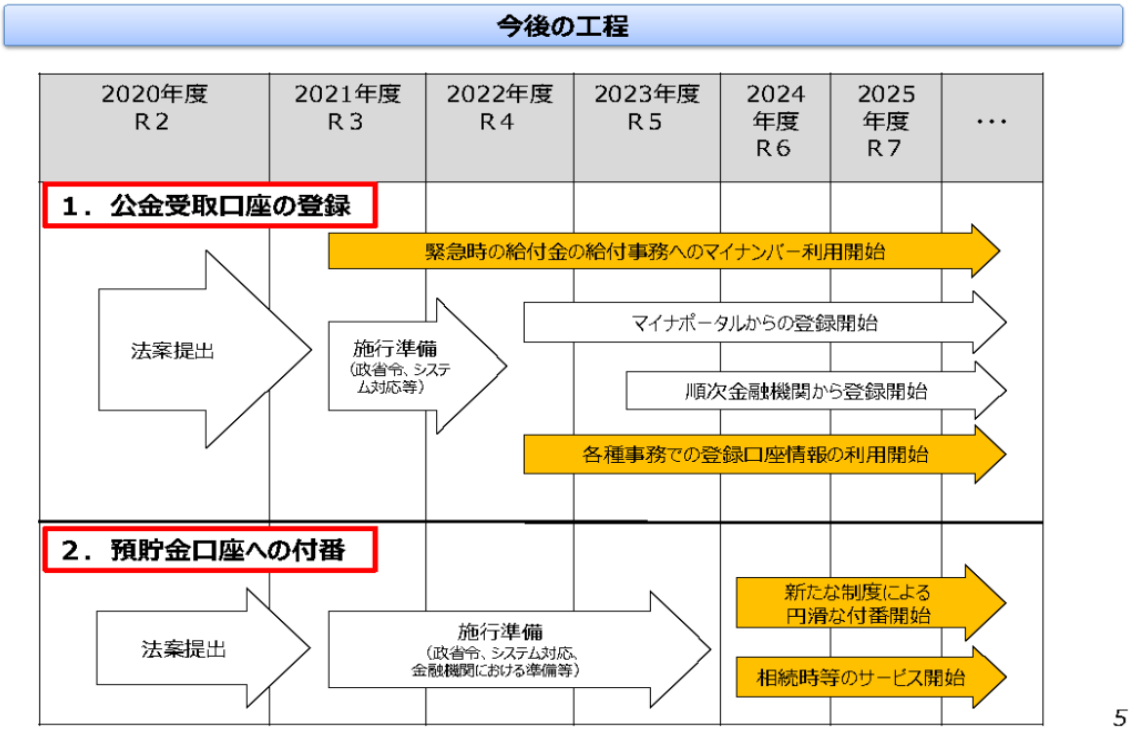

・野党議員は、週刊誌依存のリアルな追及になると、がぜん元気になるわけです。首相の長男や IT 企業、総務相や役人との会食などで“技あり”を繰り返し、見せ場をつくるのです。しかし、デジタル改革関連法（案）のような問題になると、正面から深く斬り込めないのです。鋭いつっこみはほとんどないのです。現在の野党議員のレベルのデジタルの知識では、役人が仕上げたデジタル政策を精査して対等に渡り合うのは至難なことがわかります。例えば、最近、立民がまとめた基本政策を読んでも、デジタル化に伴う人権問題にはふれていないわけです。目下の最大の国民的課題の一つは、野党や政治家のデジタルデバイド（情報技術格差）問題をどうするかにある、といっても過言ではないと思います。

・役人が仕上げた税制改正法だけでなく、役人が仕上げた超危ない膨大な量のデジタル改革関連法（案）までもが、信じられないほど短期間で、ほぼ無修正で国会を通過してしまうのは、実に嘆かわしいのです。こんな常態の立法府は、血税の無駄遣いそのものです。しまいには、役人が仕上げた法案に誤りが多すぎるとクレイムをいうわけです。頭を冷やして考えて欲しいのです。議員の本務は、法律をつくることにあるはずです。憲法41条は「国会は、・・・・・国の唯一の立法機関である。」と書いてあります。ところが、「法律は行政府の役人がつくるもの」と信じて疑わない議員も多いわけです。ですから、法案に誤りがあると“行政府の役人が悪い”と、憲法の本旨とぶつかるような発言を繰り返すわけです。まさに責任感が麻痺してしまっています。これでは、唄を忘れたカナリヤ同然です。もちろん、司法は、憲法41条がいうような国会単独立法主義だけを採らず、行政府の役人が法案を仕上げて閣議決定し内閣総理大臣が国会に提出してシャンシャンやる政府立法（閣法）も OK だ、と

お墨付きを与えています。しかし、役所（行政）がほとんどの法律をつくってしまう現状は大問題です。

- 政府は、マイナンバーパンデミック・国民総背番号制で、国民一人ひとりの“あらゆる資産（金融資産＋現物資産）の番号監視”を狙っています。すでに岡田先生が報告されたように、「証券はほふり」、「預貯金は預金保険機構」を仲介させてデジタル番号監視します。残りは、土地・建物（不動産）など現物資産の番号監視です。
- 菅政権は、マイナンバーパンデミックによるデジタル収容所列島化構想、国民監視大作戦を2025年に終えることを目標に、次のような青写真を描いています。

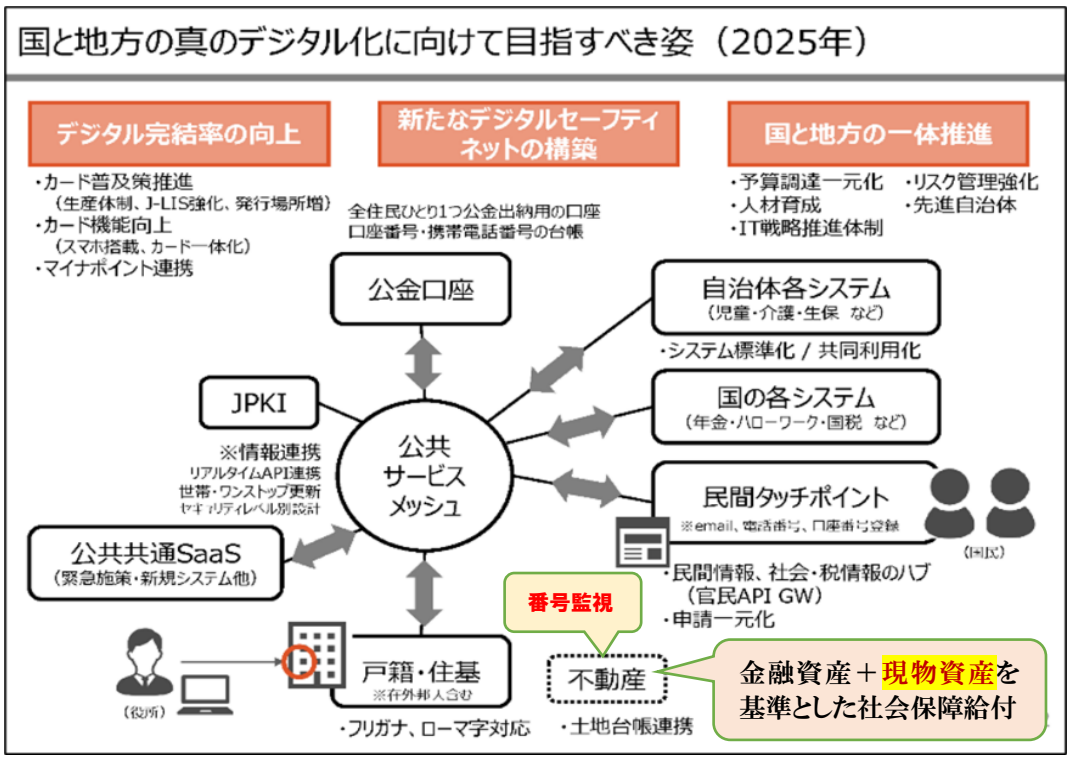

【出典】ワーキンググループ（WG）報告 有識者提出資料に加筆

- なお、今国会で、不動産登記法の改正および新法の「相続土地国庫帰属法案」が成立しました。この改正および新法は、放置されている所有者不明土地の解消に向けた民法や不動産登記法の改正に加え、新法の「相続土地国庫帰属法」の制定がねらいです。 相続登記を義務化し、違反者に過料を科すことが柱です。つまり、所有者不明の土地は、相続時に登記が変更されないことなどから生じ、国の調査で国土の約 2 割に相当します。しかし、これまで登記簿からは現在の所有者が分からないため、公共事業や民間取引の障害になっていました。そこで今回、相続人に対し、土地の取得を知った日から 3 年以内の登記申請を求め、正当な理由なしに登記を怠れば 10 万円以下の過料を科す改正をしました。

・「不動産の番号（マイナンバー）監視」は、今回の制度改正とは別次元の話です。不動産登記法などを改正し、登記簿にマイナンバーを付番し管理しようとするものです。これによって、株や預貯金などの金融資産に加え、不動産など現物資産を番号管理の対象にし、個人資産をトータルに国家監視しようとするものです。将来的には、トータルな個人資産をもとに社会保障給付や各種公的保険負担を決めようとするものです。いわゆる「個人社会保障会計口座」の創設につながるプランです。「社会保険」とは何か、原点に立ち返って考えてみる必要がありそうです。

◆石村報告関連

・「反面調査のデジタル化/オンライン化と納税者の権利」については、今回、開始に手間取り、時間が限られてしまいましたので、私は詳しい報告をカットしました。

・今回用意したレジメをもっと短くして、定時総会での記念講演会報告向けのレジメを用意したい、と思います。

・「税務調査のデジタル化と納税者の権利」での報告でも、聴き手にわかりやすいレジメを用意していただければ幸いです。大学の授業や税の専門家向けの報告とは違うので、できるだけ、一般の市民・納税者が気軽に聴けるようにわかりやすいレジメの用意をお願いできれば、と思います。もっとも、難しいデジタル化/電子化の報告ですので、限界もありますが。

◆平石報告関連

・ 平石先生、納税者支援調整官の苦情ケースの情報公開、苦情事案のまとめ資料の作成、お忙しい折、ありがとうございました。大変貴重な資料です。税務署と渡り合うこともちろん大事です。しかし、TC フォーラム参加団体の理解も得て、こうした仕組みの活用を積極化して、納税者・市民目線での支援調整官の制度改革もすすめましょう。頭を柔らかくして、こうした仕組みをどうやったらうまく活用するか、を考えていきましょう。

・ アナウンス効果も大事です。平石事務局長が情報公開で入手した資料は、税務調査にあい、パワハラに近いような不適切な応対を経験した納税者なら読んでみたいと思うはずです。是非とも TC フォーラムの HP に公開すべきだと思います。

・ HP 担当もお忙しい折、大変だと思いますが、よろしくお願いします。確かに、TC フォーラムの HP は、オープンして2年くらい経ちますでしょうか。アクセス数が9万近くまで行っています。HP のアクセス数は、コンテンツ次第です。オリジナリティのあるコンテンツを継続的にアップするのがコツです。HP 担当は、どきどき根をあげています（笑）。

・ アメリカをみても、納税者権利憲章/納税者権利章典と納税者権利擁護官活動とはパッケージになっています。「卵が先か、鶏が先か」の問題もあると思います。しかし権利とか、プライバシーとか、自由や人権を毛嫌いする政権が交代しないかぎり、納税者権利憲章の制定は道半ばの常態にあるわけです。納税者支援調整官を市民・納税者目線でつくりかえる運動は、非常に大事だと思います。

・ 情報公開されたケースをみても、その真偽を確かめようがないわけです。ここは、TC フォーラムの参加団体の皆さまに協力いただく必要があると思います。納税者支援調整官の苦情処理サービスを利用してもらって、その後、該当する国税局に情報公開請求して、開示された苦情等事案整理表への記載内容と突き合わせをする作業も必要だと思います。
・ 保団連発行の『月刊保団連』臨時増刊号：特集/経営対策シリーズ2021「保険医の経営と税務」の229頁には、「納税者支援調整官への苦情制度を活用しましょう！」の呼びかけが掲載されています。ほかの会員団体もつづいて欲しいと思います。
・ コロナ禍の影響なのか、例年300件くらいある苦情サービス利用が極端に減って、このサービスの存続が危ぶまれる感じがするとのとでした。コロナ禍の影響ではないかと思います。いずれにしろ、納税者支援調整官の方も、組織存続にはサービスを利用してもらうことが大事なわけです。ですから、国税庁や各国税局などの HP にコンタクト先をアップするとか、組織として基本的な行動基準を確立し公表するように求めないといけないと思います。
・ この件で、国会で、国会議員に一度質問してもらうのも一案です。
・ アメリカの連邦納税者権利擁護官をならって、年次報告書をつくって、苦情事案を分析、課税庁への改善策の提言、対策立法案などを立法府（連邦議会）に提出する仕組みもつくる必要があると思います（531b3099e1d8a24d6b7c852596a732a7.pdf (tc-forum.net)）。
・ 今回、Zoom 配信ツールを使ったオンライン会議では操作で手間取りました。今後の政策勉強会、定時総会などでは、共同ホスト体制にして的確な対応をお願いします。

＊　　＊　　＊

≪6月定時総会での報告テーマの決定≫

① 2021年度 TC フォーラム定時総会は、6月22日（火）午後に開催します。記念講演・討論会テーマは、「税務調査のデジタル化と納税者権利」、報告は❶税務調査のデジタル化と納税者の権利（岡田俊明）、❷反面調査のデジタル化と納税者の権利（石村耕治）、❸情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査（平石共子）とします。

② 定時総会は、当初、東京永田町・参議院議員会館で開催したいと考えておりました。しかし、東京都には緊急事態が発令されました。医療専門家の知見によると、6 月にはコロナ禍のリバウンドの怖れもあり、予断を許さない状況にあります。そこで、オンライン/遠隔参加方式の定時総会とすることに決定しました。全建総連や全商連、保団連をはじめとした団体会員の事務所などにサテライト会場を設けて会員の便宜をはかるかどうかを含め、具体的な開催方法については、現在 TC フォーラム事務局で検討中です。できるだけ多くの方々に参加いただけるようにしたいと思います。

＊TC フォーラムの会員で、オンライン政策勉強会にオブザーバーとして聴講を希望する方は、TC フォーラムの事務局にご連絡ください。また、会員の推薦のある方も、聴講の希望があれば参加できます。事務局から招待状をメールで送付します。ただ、ZOOM での招待者数にはリミットがあり、ご希望のそえないこともあります。予めご了解ください。